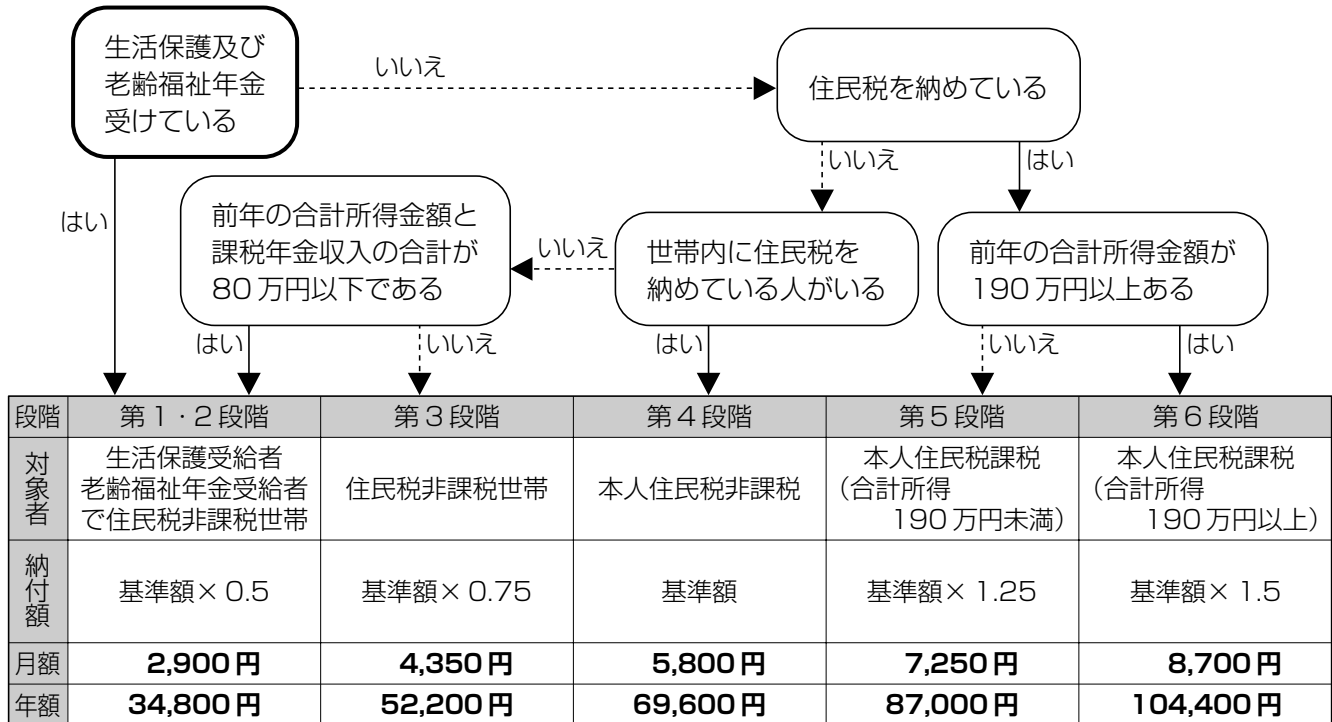


65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料の決め方

保険料は所得に応じてつぎの6段階のいずれかに決まります。

スタート 保険料の算定に関する基準 (一人あたりの月額)



年度の途中で
65歳になる人
の介護保険料

65歳になる月(1日が誕生日の場合はその前月)分から第1号被保険者分の保険料を納めていただきます。この場合、すぐには年金から天引きとならず、納付書で納めることとなります。また、64歳までの第2号被保険者分の保険料とは重複しません。

保険料の納めかたは、受給している年金の額によって違います。

保険料の納めかたは、年金から天引き(特別徴収)される場合と、納付書による納付(普通徴収)の2つに分かれます。どちらの納めかたになるかは、年金の受給額などで決まります。

年金から天引き(特別徴収)
・年金が年額18万円
(月額1万5千円)以上の人

《納めかた》

偶数月(4月、6月、8月、10月、12月、2月)に支払われる年金からあらかじめ差し引かれます。4・6・8月は前年度2月分の保険料額と同額を納めます(仮徴収)。10・12・2月は決定した年額保険料から仮徴収分を差し引いた残額を振り分けて納めます(本徴収)。

納付書による納付(普通徴収)
・年金が年額18万円
(月額1万5千円)未満の人
・老齢福祉年金のみ受給している人
・年度途中で65歳になった人
・他の市町村から転入してきた人
・年度の途中で、所得段階が変更になった人
・年金が一時差止になった人

《納めかた》

納期ごとに、送られた納付書をもって指定の金融機関などで納めていただくか、口座振替によって納めていただきます。

便利な口座振替で納め忘れなし!

保険料を金融機関などから自動的に振り替えられるため、納めに行く手間が省け、確実に納められます。是非ご利用ください。

【お問い合わせ先】 役場保健福祉課 介護保険係 ☎ 77-3614